

## 第四章 住宅改修の活用促進という課題の考察と提案

介護保険における住宅改修のほかにも、住宅改修をめぐる問題はある。住宅改修は、改修費の支給・助成という形でのサービスとなるが、費用の助成だけで適切な改修が行われるわけではない。住宅改修に関して十分な知識と経験を有する人々による支援のほか、住宅改修を利用する側の意識の改革も必要である。

ここでは、そのような視点から住宅改修の問題について考察し、実際に行われている取り組みの事例を挙げながら、住宅改修の活用を促進していくためには何が必要であるか考えていきたい。

### 第一節 住宅改修従事者の育成・質の向上

すでに住宅改修を行う業者の問題については述べているが、質の向上が望まれるのは業者だけではない。研修が必要という点では、ケアマネジャーも同じである。

介護支援専門員であるケアマネジャーは、「介護保険のサービスを利用する方などからの相談に応じ、利用者の希望や心身の状態等を考慮して、適切な在宅または施設のサービスが利用できるように市町村、在宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整を行う」ことを業務としている<sup>1</sup>。介護保険では、住宅改修費の支給を受けるための申請には、このケアマネジャー等が書く理由書が必要である。このため、必然的にケアマネジャーがかかわることになるのだが、住宅改修に関する知識を身に付ける場が少ないために、それが十分でないケアマネジャーもいる。それによって、住宅改修をケアプランに盛り込むことにならなかったり、実際に改修を行うことになっても利用者から不満が出たりするということも起こり得る。

同じ在宅サービスに属してはいるが、ほかの介護サービスと住宅改修とは全く違うものである。住宅改修は、医療・保健、福祉、建築のどれかの知識があればできるというわけではなく、それらについての総合的な知識が必要とされる専門的な分野である。しかし、現状においてケアマネジャーは多忙の業務を抱えており、このように専門的な住宅改修にまで携わるのは難しい。もちろん住宅改修に積極的に取り組んでいるケアマネジャーもいるが、なかには「住宅改修はケアマネジャーがやることではない」という意見を持つ人もいる<sup>2</sup>。

専門的な知識を必要とするため、別の専門家を設けたほうがより効果的な住宅改修を行うことができるのは確かであるが、現段階で医療・保健、福祉、建築の全ての分野に精通した専門家はまだ少ない。また、介護保険ではケアマネジャーが利用者の第一の相談窓口となっていることから、窓口であるケアマネジャーの質の向上はやはり不可欠であり、それを行うための場を設けることが望まれる。

住宅改修の従事者に対する研修は、自治体が行うべきものであると考えられる。しかし、自治体の事情や住宅改修支援事業の実施状況などによって、全ての自治体で研修会が行われるようにはなっていない。それを察知し、住宅改修にかかわる業者やケアマネジャー等を対象とした研修会を開催し、人材の育成を図っている民間団体もある。

「社団法人シルバーサービス振興会」では、「介護保険に係る住宅改修事業者研修会」を開催している。この研修は、「介護保険制度の給付対象サービスである住宅改修サービスについて必要となる基礎的な知識および技能を有する従事者を養成すること」を目的としている<sup>3</sup>。建築関係事業者、介護支援専門員（ケアマネジャー）、介護ショップ事業者、福祉・医療関係者等を対象に、1999年度から実施している。実際には、業者を指導しなければならないことから、行政の職員が研修を受けることもある<sup>4</sup>。

ただ、民間団体が行うものであるため、研修会に対するニーズがなければ（採算が取れなければ）研修会を開催したくてもできないということも事実であり、そのために振興会が開催する研修会を行っているのは一部の地域に限られている<sup>5</sup>。研修会では振興会が作成したテキストを使用するため、カリキュラムはどの地域でもほぼ同じだということだが<sup>6</sup>、採算性の問題により、開催地によって受講料に違いがあったり、受講者が受けられる資格も地域によって違いがあったりする<sup>7</sup>。

ここでまた、自治体の姿勢・考え方の違いが見えてくるのであるが、全カリキュラムを修了し審査に合格した受講者が、介護保険の住宅改修費の支給申請に係る理由書を作成した場合の補助対象となることができるとしている自治体もあれば（例としては千葉県が挙げられる）、そのようなことは行っていない自治体もある。研修会を受講する側としては、住宅改修に関する知識を習得するだけでもそれ以降の仕事に違いは出てくるだろう。だが、研修を受け、修了することにより資格者として認められるという特典があれば、受講者はより増え、研修会自体に対するニーズも増えるのではないだろうか。

研修は基礎的な知識の習得を目的としており、研修会を受講したからといってすぐに住宅改修の専門家になれるというわけではないが、研修を行い、多くの人の受講を促すことで、住宅改修従事者の住宅改修に対する意識を高めることができるのではないだろうか。さらに、基礎的な知識を身に付けた人に対して実践的な研修を行うことが可能になれば、質の高い住宅改修従事者を確保することにもつながる。民間団体だけではそこまで行うのは難しいかもしれないが、そのような場合に、行政が補助を行う必要があるのではないだろうか。行政と民間がそれぞれに、そして協力し合って、住宅改修従事者の質の向上に取り組んでいくことが望まれる。

## 第二節 専門家による支援と連携の強化による住宅改修の推進

ケアマネジャーをはじめとして、住宅改修に携わっている職種はいくつかあるが、専門

的な知識と技術、経験を持ち、住宅改修に対応できる人材はやはり必要であり、制度等のなかに位置付けていくことが求められる。その一例として、東京都で開始された「住宅改修アドバイザー」制度がある。

「住宅改修アドバイザー」とは、「区市町村が実施する住宅改修にあたり、利用者の住宅の状況や身体状況、日常生活上の動線等を配慮した適切な改修がおこなわれるよう、改修前に相談や助言等をおこなうなど利用者の立場にたって住宅改修を支援する者」である<sup>8</sup>。主な業務は、対象者の居宅を訪問し、家屋の構造や高齢者の身体状況等を踏まえて相談に応じて助言を行ったり、介護保険での住宅改修が必要な理由書を作成したりすることである。ケースワーカー、ソーシャルワーカー、理学療法士、作業療法士、保健師、建築士、福祉住環境コーディネーター2級以上の資格を有する者などが、研修を受け、制度を活用している市・区に登録される。

このような制度を開始したということは、住宅改修を行うには専門家の支援が必要であると認識したということであろう。適切な住宅改修を行っていくためには、ケアマネジャーを支援する、または、ケアマネジャーに代わって住宅改修に携わることのできる専門家が、やはり求められているということになる。

また、「住宅改修アドバイザー」として住宅改修の支援を行うことのできる資格にも含まれているが、住宅改修の専門家となっていくことを期待され、注目されているものに、「福祉住環境コーディネーター」がある。

「福祉住環境コーディネーター」は、「高齢者や障害を持つ方の身体的特性や生活特性、医療、保健、福祉用具などの福祉と建築双方に関する幅広い知識」を持ち、「これらの実践的な能力を備えた専門家」である。主な仕事としては、「介護保険制度下での住宅改修に係わるケアマネジャーとの連携（2級合格者）」、「福祉施策、福祉・保険サービスなどの情報提供」、「福祉用具、介護用品から家具までの選択と利用法のアドバイス」、「バリアフリー住宅への新築、建て替え、リフォームにおけるコーディネート」がある<sup>9</sup>。さらに、2級合格者が、介護保険制度の住宅改修費支給の申請に係る理由書を作成することができるという通知も厚生労働省から出されている。この資格は国家資格ではないが、1999年に検定試験が開始されて以来、受験者、合格者も年々増えており、住宅改修の専門家としての役割を果たしていくことに期待が持たれている結果であると考えられる。

この試験には受験制限はなく、試験は学科のみである。よって、資格を取ることで知識を身に付けることはできるが、住宅改修を実際に行っていくために必要な実務を学ぶことはできない。資格取得者に対してスキルアップのための研修等が行われているが、知識（資格）だけあっても、実務を経験しないことには住宅改修に携わっていくのは難しいと思われるため、試験を受ける段階から実務を課してもよいのではないだろうか。そういった面での課題はあるが、総合的な知識を持ち、専門家として住宅改修を含めた住環境整備のコーディネートを行う貴重な人材となり得るため、今後さらなる質の向上を図っていくことが望

まれる。

住宅改修に際して、「住宅改修アドバイザー」や「福祉住環境コーディネーター」のような専門家から助言が受けられれば、より効果的な改修を行うことができる可能性が広がるが、住宅改修にかかる一連の手順（利用者の状況把握、調査、工事内容の決定、手続き、工事、フォローアップ）を特定の専門職でこなすことは難しいがゆえに、関連職種による連携が不可欠であることもまた事実である。よって、専門家を増やすだけでなく、関連職種による連携を強化していくことも課題となってくる。その連携がなかなかうまくいかないということもあるが、連携により住宅改修を行っていかこうとする動きは各地に広がり始めている。その事例の一つが、「住まいの改善ネットワーク」である。

「住まいの改善ネットワーク」は、東京都渋谷区を中心に活動する医療・福祉・生活支援・建築のいくつかの団体、事業所、従事者による自主的な協働グループで、「1994年から活動をはじめ、これまで約700世帯から1000件程度の相談を受け」、「現在では年間数百件程度を約60名のメンバーが当事者ごとにチームを組んで対応して」いる<sup>10</sup>。事例検討会やホームページの開設を通して意見交換・情報交換をし、連携を広げている。「手すり一本の相談でも、関係する医療・福祉・生活支援・建築の従事者の最大限の関与を追及し、当事者、家族を含めて計画を進めています」と述べられているように、「住まい手、クライアント（当事者）の立場にたって住居改善、生活支援」を進めることを目的として活動している。

このようなグループによる活動は、「自主的な」ものであるため、同じ目的を持つ人々を集めてグループをつくること自体も、簡単なことではないだろう。しかし、住宅改修に携わるなかで連携の重要性を感じることは多いと思われ、連携に向けて積極的に働きかけていくことが望まれる。その際、行政や福祉住環境コーディネーターなどが連携の橋渡し役となることも考えられるだろう。

専門家による支援や連携グループによる活動がより多くの地域で行われ、より多くの高齢者が身体状況や生活状況に適合した住宅で生活できるようになることが求められているが、それらの専門家やグループをいかに活用していくかということが、さらなる課題となる。

住宅改修の専門家を認定し活用していくことで、適切な住宅改修を行っていくことが可能となるが、活用されなければせっかくの制度も無駄になってしまう。アドバイザー制度を導入するならば、住宅改修はアドバイザーに委嘱するよう徹底するなど、積極的に活用していくべきである。民間のグループに関しても、行政とも連携を図って住宅改修に取り組んでいくことが求められていると考えられ、そのようなグループに対して行政が住宅改修を委託するということを取り入れてもよいのではないだろうか。また、利用者は住宅改修の専門家やグループの存在を認知しているとはいいがたく、適切な住宅改修を行っていくため、活用しやすい制度にするためにも、認知度を高めていくことも望まれる。

### 第三節 住環境整備に対する意識の啓発と身近なところでの対応の必要性

制度や従事者の問題だけでなく、利用する側の住宅改修に対する理解・認識が不足していることも問題の一つと考えられる。制度の内容や、住宅改修によってどのような効果が得られるのかといったことについて、住宅に暮らす側が理解していなければ住宅改修の活用は進んでいかない。また、第一節でも述べたように、理解不足によって悪質業者の被害に遭うことにつながっているとも言えるため、利用者の意識の啓発も強く求められる。

利用者側の理解を促し、トラブルを防ぎ、住宅改修を円滑に行っていくために必要なことは、まずは情報提供であり、行政やサービスにかかわる業者等が行っていくべきである。改修工事を依頼する業者を選択するためにも情報は必要である。パンフレット等を配布するというだけでは不十分で、地域において説明会や相談会を開いたり、実際に改修工事を行った家の様子を見る機会をつくったりして、住宅改修という選択肢もあるということを利用者に対して今以上に発信していくべきである。

利用者等に対する情報提供の一つの形として、行政が高齢者に配慮した住宅のモデルルームを設置して、バリアフリーの住宅がどのようなものであるかを実際に体験する機会をつくり、意識の啓発に向けた取り組みを行っているところもある。

東京都品川区では、1993年に「品川区住宅モデルルーム」を開設した。このモデルルームは品川区の高齢者住宅の1階にあり、高齢者や障害者が車いすでも生活できるようにした部屋、福祉機器、道具を展示している。浴室、トイレ、居室、和室、台所があり、それぞれに工夫が施され、見学者は実際に触ったり試したりすることができるようになっている。建築専門の相談員が常駐しており、案内をしたり、訪れる人々の相談にのったりしている。

2002年11月28日に見学に行ったときには、建築関係職の女性が、住宅改修を前に、どのような工事を行えばよいか相談するために訪れていた。相談員の方は質問に丁寧に答え、アドバイスを行っていた。その様子から、住宅改修はやはり経験が大きく物を言うものであるということを実感し、また、身近なところに見本となるものがあり、専門家がいる相談にのってくれるという環境が整っていることは、理想的だということも感じた。誰でも気軽に訪れることができるため、従来の住宅との違いをはっきりと理解することができ、高齢者に配慮した住宅がいかに快適なものか分かり、そのような住宅の必要性を理解するのに役立つと思われた。

モデルルームの例からも言えるように、高齢者に配慮した住環境整備や住宅改修について一般の人々にも理解してもらうには、自分の目で見て実際に体感してもらうことがいちばんの方法である。住環境整備を進めていくために、このような施設の設置を情報提供の一つの方法として取り入れることを考えてもよいのではないだろうか。

また、高齢者に対してだけでなく、さまざまな世代の人々の理解を促すことも重要である。住環境に対する関心を持ってもらうためにも、住環境整備に関する制度やサービスについて学ぶ場を設けてはどうであろうか。利用者の理解が深まることにより、トラブルの発生を防ぐこともでき、また、積極的に住宅改修に取り組むことで、よりニーズに合った改修を行うこともできるようになるはずである。それは、制度をこの先も続けていくためにも重要なことになってくるはずである。

そして、住宅改修を利用したいと考えた人がすぐに相談でき、効果的な住宅改修ができるような体制を整えていかなければならない。住環境整備の必要性を理解し、一つの選択肢として住宅改修を認識するようになれば、利用者も増えていく。そこで必要になるのは、住宅改修について相談できる場・人である。

住宅改修をしたいと考えても、どこに行き、誰に相談したらよいかよく分からない人は多いだろう。たとえ必要性を理解していたとしても、具体的にどんな工事を行ったらよいかも分からないと思われる。自治体の窓口に行ったら、「ケアマネジャーと相談してください」と言われ、再度ケアマネジャーに相談するといったように二度手間になったり、たらい回しにされたりということがないように、身近なところですぐに相談にのってもらえるような環境をつくるべきである。

現在でも、在宅介護支援センターなどで住宅改修の相談にはのってもらえるが、そこが「身近な」場所であるとは言いがたい。住宅改修支援事業などで専門家が相談や助言を行ってくれるところもあるが、それもまだ身近なものにはなっていない。普段よく行く場所、または、その近くに窓口があれば、住宅改修もより身近なものになるのではないだろうか。高齢者が出かけることのできる場所は限られているため、病院やスーパーなどの行動範囲内に窓口を設けると、利用しやすいだろう。また、相談に出向くことができない人の家を専門家が訪ね、相談にのるという工夫も望まれる。

身近なところに相談窓口を設けることにより、相談にのったり、住宅改修を実行に移したりすることのできる人材が多く必要となってくるという課題も出てくるが、福祉住環境コーディネーターなどの資格を持つ人々に協力を依頼し、一つひとつ課題を克服していくことは不可能ではないように思われる。工事を行う業者が住宅改修の知識や技術を習得し、それに当たることもまた、考えられる方法である。利用者の理解を促すと同時に、身近なところで住宅改修に対応できるようにすることが、住宅改修の活用を進めていくためには不可欠である。

住宅改修に対する取り組みは自治体ごとに差があるが、住宅改修によって得られる効果に少しでも期待するところがあるならば、もっと積極的に取り組むべきではないだろうか。民間での活動が活発になっている地域であっても、それは同じである。適切な住宅改修を行うことで高齢者の生活支援につながるように、身近なところで利用者をサポートすることのできる体制をつくることが切に望まれる。

- 
- 1 厚生労働省「みんなでささえる介護保険 平成14年1月改訂版」。  
<http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/gaiyo/dl/minna1.pdf>  
<http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/gaiyo/dl/minna2.pdf>
  - 2 (財)東京都地域福祉財団東京いきいきらいふ推進センター『ケアマネジャーの住宅改修の取り組みに関する調査報告書』(2002年)p.39.
  - 3 シルバーサービス振興会「研修のご案内」。  
[http://www.espa.or.jp/training/training\\_index.htm](http://www.espa.or.jp/training/training_index.htm)
  - 4 2002年11月28日におけるシルバーサービス振興会企画部広報研修部の秋田勝生氏への聞き取り調査による。
  - 5 2002年度の開催地域は、広島県、神奈川県、京都府、千葉県、茨城県となっている(シルバーサービス振興会「平成14年度 研修開催スケジュール」より)。  
[http://www.espa.or.jp/training/005home\\_014.htm](http://www.espa.or.jp/training/005home_014.htm)
  - 6 主な内容は、「住宅改修に係る公的制度」「ケアマネジメントの理念」「移動障害の理解と対応策」「高齢者の身体状況(疾患)ごとの住宅改修のポイント」「住宅改造の基本技術」「住宅改修と福祉用具」「住宅改修演習」「介護保険報酬請求の実務」となっている(社団法人シルバーサービス振興会『介護保険に係る住宅改修事業従事者研修テキスト改訂版』2001年より)。
  - 7 2002年11月28日におけるシルバーサービス振興会企画部広報研修部の秋田勝生氏への聞き取り調査による。
  - 8 東京都福祉局高齢者部住宅サービス課『住宅改修アドバイザーマニュアル』(2001年)p.23.
  - 9 東京商工会議所「福祉住環境コーディネーター検定試験」。  
<http://www.kentei.org/fukushi/index.html>
  - 10 年森隆広(東京土建渋谷住宅センター事務局長)「東京都渋谷区「住まいの改善ネットワーク」から見えてきたもの」(『日本住宅会議会報 特集「高齢者居住を考える」 住居改善支援のネットワーク』2002年)。